

いわての市町村の第三セクターの状況(平成24年3月31日現在) (第三セクター等の状況に関する調査(24年度調査)の概要)

I. はじめに(P1)

II. 第三セクターの状況のポイント(P2~3)

III. 設立状況

第三セクターの数(P4)

第三セクターの業務分類 (P5)

第三セクターに対する市町村等の出資額及び役職員数の状況(P6)

IV. 経営状況

経常損益の状況(P7~8)

債務超過の状況(P9)

市町村等の財政支援の状況 補助金交付額(P10)

市町村の財政支援の状況 貸付金残高(P11)

損失補償契約に係る債務残高(P12)

V. 情報公開・経営の点検評価の取組(P13)

政策地域部市町村課

調査の目的

この調査は、市町村及び市町村が過半を出資する団体(以下「市町村等」という。)が出資(「出えん」を含む。以下同じ。)している下記の調査対象法人について、その出資、経営等の状況を把握することを目的としています。

調査対象法人

(1) 本調査においては、「第三セクター」として、次の法人を調査対象としています。

- ① 会社法の規定に基づいて設立されている株式会社、合名会社、合資会社、合同会社又は特例有限会社(以下「会社法法人」という。)のうち、市町村等が出資を行っている法人
- ② 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の規定に基づき設立された公益社団(財団)法人、一般社団(財団)法人及び特例社団(財団)法人(以下「社団法人等」という。)のうち、市町村等が出資を行っている法人

(2) (1)に該当する場合であっても、以下の法人は対象としていません。

- ① 県の出資額が最も多い法人
- ② 事業活動の範囲が全国的な法人又は全国規模で設立されている法人
- ③ 銀行等金融機関又は広域的に事業を行う電力会社若しくはガス会社

(3) 「IV. 経営状況」及び「V. 情報公開・経営の点検評価の取組」については、(1)のうち次の法人を調査対象としています。

- ① 市町村等の出資割合が25%以上の会社法法人及び社団法人等(複数の市町村等の出資割合の合計が25%以上の法人も含む。)
- ② 出資割合が25%未満であるものの財政的援助(補助金、貸付金、損失補償)を受けている会社法法人及び社団法人等

※ 平成23年度の調査では、東日本大震災津波により特に甚大な被害を受けた以下の法人は含まれていません。

〔 地方卸売市場大船渡青果(大船渡市)、陸前高田地域振興(陸前高田市)、三陸ブロードネット(釜石市)、大槌町畜産振興公社(大槌町)、大槌地域振興(大槌町) 〕

このため、平成24年度調査と平成23年度調査の比較については、平成24年度調査から平成23年度調査未実施法人分を除いた数値と平成23年度調査の数値で比較を行っています。

※ 「第三セクター等の状況に関する調査」は、総務省の照会に基づき実施しており、第三セクターの他、土地開発公社が調査対象となっておりますが、土地開発公社については、別途「いわての市町村土地開発公社の状況」に取りまとめています。(岩手県HP⇒組織から探す⇒県庁各部署⇒政策地域部⇒市町村課⇒お知らせ)

調査時点

平成24年3月31日現在

【参考】 出資法人に対するチェック制度

1 地方公共団体の首長によるチェック(対象:出資割合50%以上の法人)

地方自治法第221条第3項(同法施行令第152条)により、地方公共団体の首長は、出資割合が50%以上の法人に対して、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずるように求めることができます。

2 議会によるチェック(対象:出資割合50%以上の法人)

地方自治法第243条の3第2項(同法施行令第173条)により、地方公共団体の首長は、出資割合が50%以上の法人に対して、毎事業年度、経営状況を説明する書類を作成し、議会に報告しなければならないとされています。

3 地方公共団体の監査委員によるチェック(対象:出資割合25%以上の法人、および出資割合が25%未満であるものの財政的援助を行っている法人)

地方自治法第199条第7項(同法施行令第140条の7)により、監査委員は、出資割合が25%以上の法人、および出資割合が25%未満であるものの市町村からの財政的援助を受けている法人に対して、補助金等の財政的援助に係るものの監査を行うことができます。

Ⅱ. 第三セクターの状況のポイント

県内市町村の第三セクター(平成24年3月31日現在)の経営状況をみると、全体の経常損益は5年連続で黒字を確保しました。経常損益が改善した法人数が悪化した法人数を上回るとともに、経常利益額総額も増加しており、全体として経営状況は改善を示す結果となりました。(損失補償契約に係る債務残高も減少。市町村の貸付金残高は増加。)

しかし、個別の損益動向では、引き続き多額の経常赤字を計上したり、市町村から多額の補助を受けるなど、依然として厳しい状況が続いている法人も見られます。

このため、各市町村においては、第三セクターの財務諸表などの情報開示の徹底を図るとともに、その経営状況の評価と経営改善・改革の検討を行う「経営検討委員会」の設置、「改革プラン」の策定やその実施状況の点検評価、さらには法人の設立趣旨を踏まえ完全民営化や廃止を含めた抜本的な改革を引き続き積極的に進める必要があります。

1 第三セクターの数 → P4～5

市町村等が出資している第三セクターの総数は160法人で、前年度と比較して1法人増加(2増1減)しています。うち監査委員による監査対象となる法人(※)は126法人で全体の78.8%を占め、前年度と比較して3法人増加(3増0減)しています。

※「監査委員による監査対象となる法人」:市町村が25%以上出資している法人、及び出資金額が25%未満であるものの財政的援助を行っている法人。

2 出資額及び役職員数の状況(全法人) → P6

第三セクターに対する市町村等の出資額は88億5,700万円で、前年度に比べて(平成23年度調査未実施の5法人を除いた比較(以下同じ。))8,200万円増加しました。また、出資割合の平均は43.9%で、前年度に比べて0.3ポイントの増となりました。

第三セクターの役職員総数3,143人のうち、市町村等の退職者や出向者による役職員数は309人(全体の9.8%)で、前年度に比べて38人の増となっています。

Ⅱ. 第三セクターの状況のポイント

3 経常損益の状況(25%以上出資法人等※(以下同じ)) → P7~8

※「25%以上出資法人等」とは、監査委員による監査の対象となる126法人ですが、今回の調査では、直近の決算後に地方公共団体が出資を行い、調査対象となる決算がない1法人を除いているため、本資料のP3、P7~13では、法人数の合計が125法人(昨年度調査未実施を除くと123法人)となっています。

黒字は88法人(全体の70.4%)、赤字は37法人(全体の29.6%)で、前年度に比べて黒字が18法人増加し、赤字が16法人減少しました。また、全体の経常損益額は7億9,100万円の黒字となり、前年度の1億4,500万円の黒字に比べて黒字幅は増加しました。

個別の損益動向をみると、損益が改善した法人が74法人に対し、悪化した法人が46法人となっており、昨年度に比べると損益が改善した法人数が増加していますが、一部法人においては、引き続き多額の経常赤字を計上するなど、依然として厳しい状況が続いています。

4 債務超過の状況 → P9

負債が資産を上回る、いわゆる「債務超過」の状態にあるのは10法人(全体の8.0%)で、前年度に比べて1法人増加(2増1減)しています。また、債務超過額は12億2,000万円であり、前年度に比べて7,800万円増加しました。

5 市町村等の財政支援の状況 → P10~12

市町村等から補助金を交付されている第三セクターは60法人(全体の48.0%)で、交付額は11億2,800万円であり、前年度に比べて1億4,900万円増加しています。市町村からの借入金残高を有する第三セクターは6法人(全体の4.8%)で、その額は13億5,100万円と前年度に比べて10億1,600万円増加(※)しました。また、市町村の損失補償契約に係る債務残高を有する法人は11法人(全体の8.8%)で、債務残高は33億3,600万円と前年度に比べて5億5,900万円減少しました。

※ 増加額のうち、9億3,000万円は、前年度以前にも借入があったものの、計上漏れとなっていた法人があり、当該法人に係る借入金残高を計上したために増加したものです。この影響を除くと8,700万円の増加となります。

6 情報公開・経営の点検評価の取組 → P13

財務諸表等の情報公開が行われている第三セクターは113法人(全体の90.4%)となっています。また、市町村が設置した委員会等により定期的に経営の点検評価が行われている第三セクターは48法人で、依然として全体の38.4%にとどまっています。

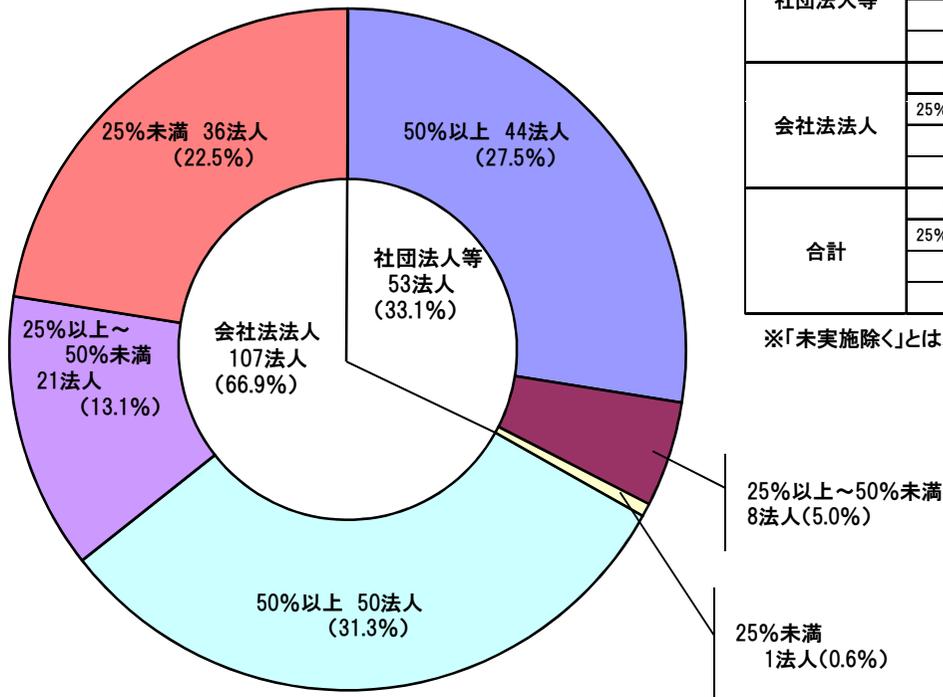
第三セクターの数

市町村等が出資している第三セクターは、平成24年3月31日時点で160法人(30市町村)で、前年度と比較して1法人増加(2増1減)しています。

また、160法人のうち、監査委員による監査対象となる法人(※)は126法人(全体の78.8%)で、前年度と比較して3法人増加(3増0減)しています。

※【監査対象となる法人の内訳】 25%以上出資法人:123法人(2増0減)
 財政的援助を受けている法人:3法人(1増0減)

第三セクターの数



出資割合別法人数

法人区分	出資割合	H23	H23(未実施除く※)A	H22 B	増減 A-B
社団法人等	50%以上	44	43	41	2
	25%以上~50%未満	8	8	9	△1
	25%未満	1	1	1	0
	計	53	52	51	1
会社法法人	50%以上	50	49	49	0
	25%以上~50%未満	21	21	20	1
	25%未満	36	33	34	△1
	計	107	103	103	0
合計	50%以上	94	92	90	2
	25%以上~50%未満	29	29	29	0
	25%未満	37	34	35	△1
	計	160	155	154	1

※「未実施除く」とは、震災による平成23年度調査未実施の5法人を除いた数値(以下同じ。)

平成23年度中の設立法人、解散法人等の状況

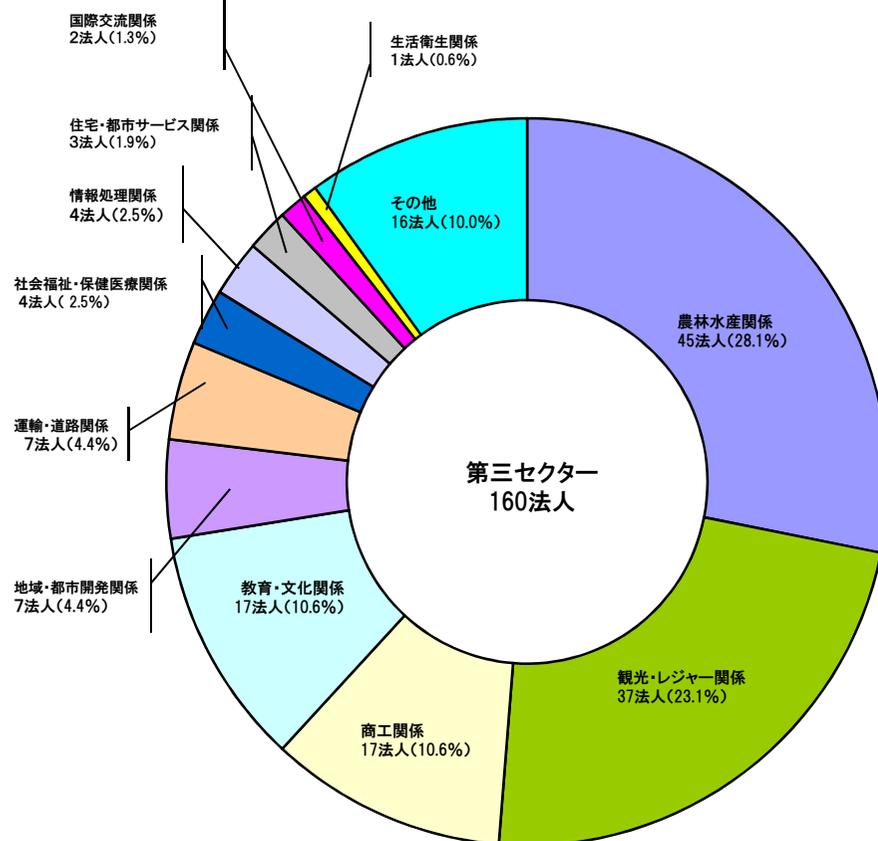
	設立・新規報告	解散・統合	出資引揚	合計
社団法人等	紫波町農林公社 (紫波町)			
計	1	0	0	1
会社法法人	オガールプラザ (紫波町)		快適介護の家 (奥州市)	
計	1	0	1	0
合計	2	0	1	1

第三セクターの業務分類

第三セクターを業務分野でみると、「農林水産関係」が最も多く、次いで「観光・レジャー関係」、「商工関係」、「教育・文化関係」の順になっています。

「観光・レジャー関係」分野では会社法法人が、「教育・文化関係」分野は社団法人等が多くなっています。

第三セクターの業務分類



業務分類別法人数

業務分類別法人数

業務分類	社団法人等		会社法法人		合計		計	計(未実施除く) A	H22 B	増減 A-B
	25%以上	25%未満	25%以上	25%未満	25%以上	25%未満				
農林水産関係	18	0	20	7	38	7	45	43	42	1
観光・レジャー関係	2	0	27	8	29	8	37	37	37	0
商工関係	6	0	7	4	13	4	17	16	16	0
教育・文化関係	16	0	0	1	16	1	17	17	15	2
地域・都市開発関係	0	0	4	3	4	3	7	7	7	0
運輸・道路関係	1	0	3	3	4	3	7	6	6	0
社会福祉・保健医療関係	3	0	1	0	4	0	4	4	5	△1
情報処理関係	2	0	1	1	3	1	4	4	4	0
住宅・都市サービス関係	0	0	0	3	0	3	3	3	3	0
国際交流関係	2	0	0	0	2	0	2	2	3	△1
生活衛生関係	0	0	1	0	1	0	1	1	1	0
その他	2	1	7	6	9	7	16	15	15	0

【業務分類中「その他」について】

「その他」には他に含まれない法人が分類されています。以下はその一例です。

- ・公共施設等の管理を行う法人
- ・テレビ放送会社(ケーブルテレビ会社を含む)

Ⅲ. 設立状況

第三セクターに対する市町村等の出資額及び役職員数の状況

第三セクターに対する出資総額は202億円で、前年度に比べて3,900万円増加し、このうち市町村等の出資額は88億5,700万円で、前年度に比べて8,200万円増加しました。出資割合は43.9%であり、前年度に比べて0.3ポイント増加しました。

また、第三セクターの役職員総数は3,143人で、前年度に比べて5人減少し、このうち市町村等関係者による役職員数は309人（役職員総数に占める割合9.8%）で、前年度に比べて38人増加しました。

第三セクターに対する出資額の状況

単位:百万円

区分	出資総額 A	市町村等		市町村等出資割合 B/A	法人数 C (単位:法人)
		うち市町村等出資額 B	うちその他(民間等)		
社団法人等	5,052	2,892	2,160	57.2 %	53
会社法法人	15,133	5,965	9,168	39.4 %	107
計	20,185	8,857	11,328	43.9 %	160
計(未実施除く)a	19,639	8,779	10,860	44.7 %	155
H22 b	19,600	8,697	10,903	44.4 %	154
増減 a-b	39	82	△ 43	0.3 pt	1

【市町村の出資割合について】

一般的に、市町村の出資割合が高いほど、その法人に対する市町村の関与の度合いが強くなると考えられます。

【役職員に占める市町村等関係者の割合について】

本項でいう「市町村等関係者」とは、その法人に出資している市町村等の退職者及び市町村等からの出向者を指します。
一般的に、その法人の役職員に占める市町村等関係者の割合が高いほど、市町村との結びつきが強くなると考えられます。

第三セクターの役職員の状況

単位:人

区分	役員総数 A			職員総数 B			区分	役職員総数 A+B		
	うち市町村等関係者	割合		うち市町村等関係者	割合			うち市町村等関係者	割合	
社団法人等	648	151	23.3 %	414	36	8.7 %	社団法人	1,062	187	17.6 %
会社法法人	853	114	13.4 %	1,228	8	0.7 %	会社法法人	2,081	122	5.9 %
計	1,501	265	17.7 %	1,642	44	2.7 %	計	3,143	309	9.8 %
計(未実施除く)a	1,464	263	18.0 %	1,598	44	2.8 %	計(未実施除く)a	3,062	307	10.0 %
H22 b	1,496	237	15.8 %	1,571	32	2.0 %	H22 b	3,067	269	8.8 %
増減 a-b	△ 32	26	2.2 pt	27	12	0.8 pt	増減 a-b	△ 5	38	1.2 pt

※ 役員総数は、常勤役員及び非常勤役員の合計

【御注意ください】

本項「第三セクターに対する市町村等の出資額および役職員数の状況」は、全法人(160法人)を対象として作成しています。

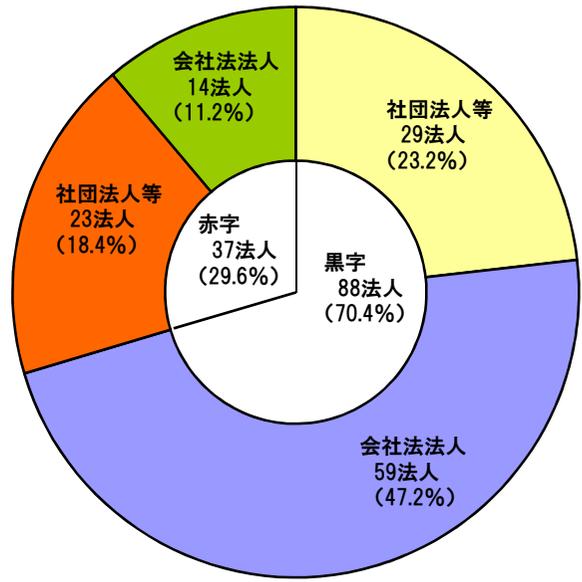
経常損益の状況(25%以上出資等法人)

IV. 経営状況

市町村等が出資する第三セクターのうち、黒字は88法人(70.4%)、赤字は37法人(29.6%)で、前年度に比べて黒字が18法人増加し、赤字が16法人減少しました。

黒字額の総額は11億1,200万円、赤字額の総額は3億2,100万円で、差引7億9,100万円の黒字となり、前年度の差引1億4,500万円の黒字に比べて全体としての黒字幅は増加しました。

個別の損益動向をみると、「損益が改善した法人数:74法人」に対して「悪化した法人数:46法人」と昨年度に比べると損益が改善した法人数が増加していますが、一部法人においては、引き続き多額の経常赤字を計上するなど、依然として厳しい状況が続いています。



経常損益の状況

単位:百万円

法人区分	H23			H22			
	法人数	割合	経常損益	法人数	割合	経常損益	
黒字	社団法人等	29	23.2%	291	32	26.4%	237
	会社法法人	59	47.2%	821	37	30.6%	387
	小計	88	70.4%	1,112	69	57.0%	624
	小計(未実施除く)	87	70.7%	1,105			
赤字	社団法人等	23	18.4%	△ 186	18	14.9%	△ 104
	会社法法人	14	11.2%	△ 135	34	28.1%	△ 375
	小計	37	29.6%	△ 321	52	43.0%	△ 479
	小計(未実施除く)	36	29.3%	△ 320			
合計	125	100.0%	791	121	100.0%	145	
合計(未実施除く)	123	100.0%	785				

経常損益の改善・悪化状況

黒字法人	88法人	黒字転換	31法人	⇒	改善31	—
		黒字幅拡大	29法人	⇒	改善29	—
		黒字幅縮小	26法人	⇒	—	悪化26
		増減なし	1法人		—	—
		前年度データなし	1法人		—	—
赤字法人	37法人	赤字転落	13法人	⇒	—	悪化13
		赤字幅拡大	7法人	⇒	—	悪化7
		赤字幅縮小	14法人	⇒	改善14	—
		前年度データなし	3法人※		—	—
計	125法人		125法人	⇒	改善74	悪化46

※H23新設2法人

IV. 経営状況

経常損益額の上位法人(25%以上出資等法人)

経常黒字額の多い上位10法人

単位:千円

	法人名 (主な出資団体)	法人分類	出資割合	黒字額	総資本 経常利益率	経常収益 経常利益率
1	盛岡地域交流センター(盛岡市)	株式会社	50.0%	123,652	2.6%	15.6%
2	遠野(遠野市)	株式会社	50.0%	58,105	16.8%	10.9%
3	花巻地域農業管理センター(花巻市)	特例社団法人	50.0%	56,657	5.6%	11.1%
4	北上市機械化農業公社(北上市)	特例社団法人	49.0%	51,935	17.1%	19.9%
5	三陸ふるさと振興(大船渡市)	株式会社	50.0%	43,995	25.9%	12.5%
6	岩泉乳業(岩泉町)	株式会社	96.6%	39,397	7.4%	6.3%
7	大船渡魚市場(大船渡市)	株式会社	28.8%	37,740	7.0%	18.5%
8	陸中たのはた(田野畑村)	株式会社	85.2%	34,251	9.8%	34.8%
9	遠野ふるさと公社(遠野市)	特例社団法人	85.2%	33,737	18.4%	3.8%
10	岩泉きのこ産業(岩泉町)	株式会社	93.4%	32,749	5.7%	4.1%

経常赤字額の多い上位10法人

単位:千円

	法人名 (主な出資団体)	法人分類	出資割合	赤字額	総資本 経常利益率	経常収益 経常利益率
1	北上都心開発(北上市)	株式会社	17.4%	△ 54,288	△ 1.3%	△ 5.3%
2	葛巻町畜産開発公社(葛巻町)	特例社団法人	88.7%	△ 46,696	△ 5.6%	△ 4.8%
3	北上市自治振興公社(北上市)	特例財団法人	100.0%	△ 39,774	△ 54.6%	△ 25.4%
4	川井村産業開発公社(宮古市)	特例社団法人	43.5%	△ 39,145	△ 9.8%	△ 21.0%
5	北上ケーブルテレビ(北上市)	株式会社	27.5%	△ 33,933	△ 4.1%	△ 11.0%
6	岩泉農業振興公社(岩泉町)	特例社団法人	83.3%	△ 16,804	△ 9.1%	△ 9.0%
7	宮古地区産業振興公社(宮古市)	株式会社	56.0%	△ 12,746	△ 38.4%	△ 29.9%
8	エコ・ワールドくずまき風力発電(葛巻町)	株式会社	25.0%	△ 8,540	△ 35.8%	△ 62.9%
9	久慈広域食肉処理場(久慈市)	特例社団法人	41.0%	△ 8,287	△ 2.7%	△ 5.8%
10	遠野市畜産振興公社(遠野市)	特例社団法人	76.0%	△ 7,220	△ 2.7%	△ 2.7%

【解説】総資本経常利益率とは？

総資本経常利益率は、その法人が総資本(=総資産)を使って経営活動を行った結果、どれだけの経常利益を上げたかを示す、企業会計における収益性分析の代表的な指標です。

株式投資に関心のある方であれば、「ROA(Return On Assets)」という表現で耳にしたことがあるかもしれません。(ただし、ROAでは経常利益ではなく当期純利益を用いることが一般的なようです。)

計算式: 経常利益 ÷ 総資本 × 100(%)

簡単な数字を用いて例を示すと、次のようになります。

- ・100万円の元手から10万円の利益を上げれば「10%」
- ・100万円の元手から1万円の利益を上げれば「1%」

このように、数字が大きいくほど「良い」とされる指標ですが、業種や企業規模によってその平均的な値は異なることから、業種も規模も異なる上記表中の法人を比較して、「どちらがよい」と単純に論じることはできません。

【解説】経常収益経常利益率とは？

企業会計における収益性分析でよく用いられる指標の一つに「売上高経常利益率」というものがあります。これは、当期の売上高に対してどれだけの経常利益を上げたかという、その企業の総合的な収益力を示す指標です。

第三セクターには、企業会計が適用される株式会社や特例有限会社のほか、「売上高」という考え方が適さない財団法人や社団法人も多数存在することから、本公表資料では便宜的に「経常収益」の値を用いています。

計算式: 経常利益 ÷ 経常収益 × 100(%)

簡単な数字を用いて例を示すと、次のようになります。

- ・100万円の売上(経常収益)から経費等を差し引いた利益が10万円なら「10%」
- ・100万円の売上(経常収益)から経費等を差し引いた利益が1万円なら「1%」

このように、数字が大きいくほど「良い」とされる指標ですが、総資本経常利益率と同様、業種や企業規模によってその平均的な値は異なることから、業種も規模も異なる上記表中の法人を比較して、「どちらがよい」と単純に論じることはできません。

債務超過の状況(25%以上出資等法人)

市町村等が出資する第三セクターのうち、115法人(全体の92.0%)は資産が負債を上回りましたが、10法人(全体の8.0%)は負債が資産を上回る、いわゆる「債務超過」の状態になりました。債務超過法人数は、前年度と比べて1法人増加(2増1減)し、各法人の債務超過額の合計は12億2,000万円であり、前年度に比べて7,800万円増加しました。

純資産又は正味財産(債務超過)の状況(※「金額」欄の△が債務超過額)

単位:百万円

法人区分	25%以上 出資等法人数	資産が負債を上回っている法人			負債が資産を上回っている(債務超過)法人		
		法人数	割合	金額	法人数	割合	金額
社団法人等	52	51	40.8 %	7,415	1	0.8 %	△0
会社法法人	73	64	51.2 %	10,686	9	7.2 %	△ 1,220
合計	125	115	92.0 %	18,101	10	8.0 %	△ 1,220
合計(未実施除く) A	123	114	92.7 %	18,083	9	7.3 %	△ 1,152
H22 B	121	113	93.4 %	17,514	8	6.6 %	△ 1,074
増減 A-B	2	1	△ 0.7 pt	569	1	0.7 pt	△ 78

債務超過法人一覧(全10法人)

単位:千円

法人名(主な出資団体)	法人分類	出資割合	純資産又は正味財産 (債務超過)の額		増減	(参考) 当期純利益
			H23	H22		
陸中たのはた(田野畑村)	株式会社	85.2%	△ 646,618	△ 688,065	41,447	41,448
エコ・ワールドくずまき風力発電(葛巻町)	株式会社	25.0%	△ 180,926	△ 173,273	△ 7,653	△ 7,653
和賀有線テレビ(北上市)	株式会社	29.4%	△ 151,106	57,361	△ 208,467	△ 208,467
金ヶ崎福祉フロンティア(金ヶ崎町)	株式会社	65.4%	△ 71,740	△ 90,550	18,810	18,810
サンマッシュ田野畑(田野畑村)	株式会社	51.0%	△ 69,127	△ 67,952	△ 1,175	△ 1,176
陸前高田地域振興(陸前高田市)	株式会社	50.0%	△ 67,987	(未調査)	-	1,912
釜石港物流振興(釜石市)	株式会社	90.0%	△ 18,573	△ 32,469	13,896	13,897
水沢クロス開発(奥州市)	株式会社	2.0%	△ 7,440	△ 10,193	2,753	7,769
東和町総合サービス公社(花巻市)	株式会社	73.7%	△ 6,177	△ 6,981	804	804
紫波町農林公社(紫波町)	一般社団法人	50.0%	△ 411	(新設)	-	△ 411

【債務超過】だと何が問題？

会社は債務超過になると「直ちに経営が立ち行かなくなる」わけではありません。

しかしながら、債務超過の状態にあるということは、その会社を解散したとき、会社が持っている全ての資産を処分しても、借金や買掛金などの負債を返済しきれないこととなります。

よって、一般的に債務超過会社との取引は敬遠される傾向にあり、取引を行う場合でも「掛け」取引は敬遠される傾向があります。

また、金融機関にとっても融資金の回収が懸念されることから、融資を断る、担保や保証人を要求するといった影響が考えられます。

さらに、出資者にとっても株式が無価値となることが懸念されます。

こうして、債務超過の会社では資金繰りが苦しくなり、経営悪化に拍車がかかる悪循環が生じやすい、ということになります。

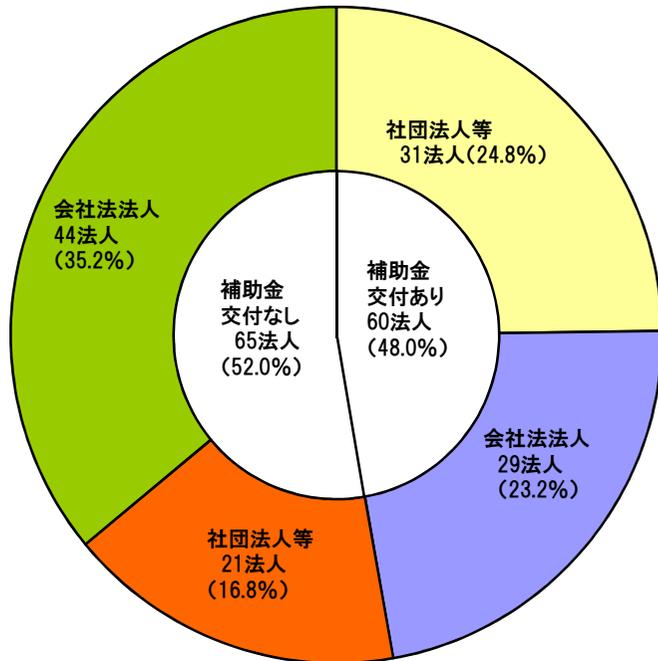
市町村等の財政支援の状況(25%以上出資等法人)～補助金交付額

IV. 経営状況

第三セクターのうち、市町村等から補助金が交付されている第三セクターは60法人(全体の48.0%)で、前年度に比べて5法人増加し、交付額は11億2,800万円と、前年度に比べて1億4,900万円増加しました。

また、補助金のうち、人件費や維持管理費等の運営費の補助を目的とした補助金が交付されている第三セクターは27法人(全体の21.6%)で、交付額は6億6,700万円であり、前年度に比べ7,500万円増加しました。

補助金交付の状況



市町村等からの補助金交付額の状況

単位:百万円

法人区分	25%以上 出資等法人数	うち運営費補助金交付額		
		法人数	割合	金額
社団法人等	52	31	24.8%	743
会社法法人	73	29	23.2%	385
合計	125	60	48.0%	1,128
合計(未実施除く)A	123	58	47.2%	1,114
H22 B	121	53	43.8%	965
増減 A-B	2	5	3.4 pt	149

市町村等からの補助金交付額の多い上位10法人

単位:千円

法人名(主な出資団体)	法人分類	出資割合	補助金交付額		増減	(参考) 経常損益
			H23	H22		
盛岡市文化振興事業団(盛岡市)	特例財団法人	100.0%	119,907	118,387	1,520	26,497
遠野市畜産振興公社(遠野市)	特例社団法人	76.0%	114,672	63,986	50,686	△ 7,220
陸中たのはた(田野畑村)	株式会社	85.2%	87,000	33,350	53,650	34,251
北上市文化創造(北上市)	特例財団法人	100.0%	71,250	63,794	7,456	11,984
北上ケーブルテレビ(北上市)	株式会社	27.5%	51,900	2,364	49,536	△ 33,933
釜石・大槌地域産業育成センター(釜石市)	特例財団法人	70.0%	50,945	44,391	6,554	16,896
水沢クロス開発(奥州市)	株式会社	2.0%	46,512	36,950	9,562	7,852
盛岡地域地場産業振興センター(盛岡市)	特例財団法人	74.9%	45,000	45,180	△ 180	△ 6,051
岩泉産業開発(岩泉町)	株式会社	86.9%	43,592	0	43,592	7,060
盛岡市体育協会(盛岡市)	特例財団法人	62.3%	39,032	39,732	△ 700	7,102

市町村等の財政支援の状況(25%以上出資等法人)～貸付金残高

第三セクターのうち、市町村からの借入金残高を有する法人は6法人(全体の4.8%)で、前年度に比べて2法人増加(2増0減)しました。市町村の貸付金残高は13億5,100万円と前年度に比べて10億1,600万円増加しました。

※ 今年度増加した1法人(北上都心開発)の9億3,000万円は、昨年度以前にも借入があったものの、計上漏れとなっていたものです。この影響を除くと、8,700万円の増加となります。

市町村の貸付金残高の状況

単位:百万円

法人区分	25%以上 出資等法人数	貸付金残高		
		法人数	割合	金額
社団法人等	52	2	1.6 %	42
会社法法人	73	4	3.2 %	1,309
合計	125	6	4.8 %	1,351
合計(未実施除く)A	123	6	4.9 %	1,351
H22 B	121	4	3.3 %	335
増減 A-B	2	2	1.6 pt	1,016

【市町村が第三セクターに貸付を行うことは何が問題?】

市町村が第三セクターに対して貸付を行っている際に、万が一その第三セクターが経営破たんすると、貸付金の回収に懸念が生じる場合があります。もし、多額の貸付金が回収不能になるという事態に陥ると、その市町村の財政運営に大きな影響を及ぼしかねないことから、市町村からの借入金がある第三セクターの経営状況は注視する必要があります。

市町村からの借入金残高を有する法人(全6法人)

単位:千円

法人名(主な出資団体)	法人分類	出資割合	借入金残高		増減	(参考)	
			H23	H22		経常損益	純資産額
北上都心開発(北上市)	株式会社	17.4%	929,924	-	929,924	△ 54,288	181,208
岩泉乳業(岩泉町)	株式会社	96.6%	255,000	260,000	△ 5,000	39,397	63,181
湯田牛乳公社(西和賀町)	株式会社	37.6%	100,000	0	100,000	9,527	227,009
田野畑村産業開発公社(田野畑村)	特例社団法人	96.7%	30,000	30,000	0	7,044	9,515
岩泉きのこ産業(岩泉町)	株式会社	93.4%	24,000	30,000	△ 6,000	32,749	102,013
遠野市畜産振興公社(遠野市)	特例社団法人	76.0%	12,500	15,000	△ 2,500	△ 7,220	166,687

IV. 経営状況

市町村等の財政支援の状況(25%以上出資等法人)～損失補償契約に係る債務残高

市町村の損失補償契約に係る債務を有する第三セクターは11法人で、前年度と同数(増減なし)でした。債務残高は33億3,600万円と前年度に比べて5億5,900万円減少しました。

損失補償契約に係る債務残高の状況

単位:百万円

法人区分	25%以上 出資等法人数	損失補償契約に係る債務残高		
		法人数	割合	金額
社団法人等	52	3	2.4 %	574
会社法法人	73	8	6.4 %	2,762
合計	125	11	8.8 %	3,336
合計(未実施除く)A	123	11	8.9 %	3,336
H22 B	121	11	9.1 %	3,895
増減 A-B	2	0	△ 0.2 pt	△ 559

【市町村が損失補償をしている債務残高があることは何が問題?】

市町村における「損失補償」とは、資金の貸し手(債権者)と市町村との二者間で締結される契約で、第三セクターが借入金を返済できなくなるなどの事態が生じて債権者に損失が生じた場合にその損失を補償する、というものです。

「損失補償契約にかかる債務残高がある」ということは、その第三セクターが経営破たんし債務の返済が不可能になった場合には、損失補償をした市町村がその損失(返済が不可能になった分)を肩代わりしなければならないことを意味します。

損失補償契約は、市町村の財政運営に負担を生じさせる可能性があることから、損失補償契約にかかる債務残高を有する第三セクターの経営状況は注視する必要があります。

損失補償契約に係る債務残高を有する法人一覧(全11法人)

単位:千円

法人名(主な出資団体)	法人分類	出資割合	債務残高		増減	(参考)	
			H23	H22		経常損益	純資産額
盛岡地域交流センター(盛岡市)	株式会社	50.0%	1,068,611	1,434,869	△ 366,258	123,652	3,175,952
陸中たのはた(田野畑村)	株式会社	85.2%	915,150	915,150	0	34,251	△ 646,618
葛巻町畜産開発公社(葛巻町)	特例社団法人	88.7%	478,500	483,500	△ 5,000	△ 46,696	269,917
岩泉きのこ産業(岩泉町)	株式会社	93.4%	313,418	368,899	△ 55,481	32,749	102,013
サンマッシュ田野畑(田野畑村)	株式会社	51.0%	133,923	137,649	△ 3,726	△ 1,104	△ 69,127
葛巻高原食品加工(葛巻町)	株式会社	40.8%	130,000	160,000	△ 30,000	28,319	204,431
釜石港物流振興(釜石市)	株式会社	90.0%	95,270	132,640	△ 37,370	13,969	△ 18,573
遠野市畜産振興公社(遠野市)	特例社団法人	76.0%	85,367	106,651	△ 21,284	△ 7,220	166,687
金ヶ崎福祉フロンティア(金ヶ崎町)	株式会社	65.4%	57,600	71,000	△ 13,400	18,995	△ 71,740
オーガニック金ヶ崎(金ヶ崎町)	特例有限会社	30.0%	48,000	64,000	△ 16,000	8,538	336,890
釜石・大槌地域産業育成センター(釜石市)	特例財団法人	70.0%	10,500	21,000	△ 10,500	16,896	149,041

情報公開・経営の点検評価の取組(25%以上出資等法人)

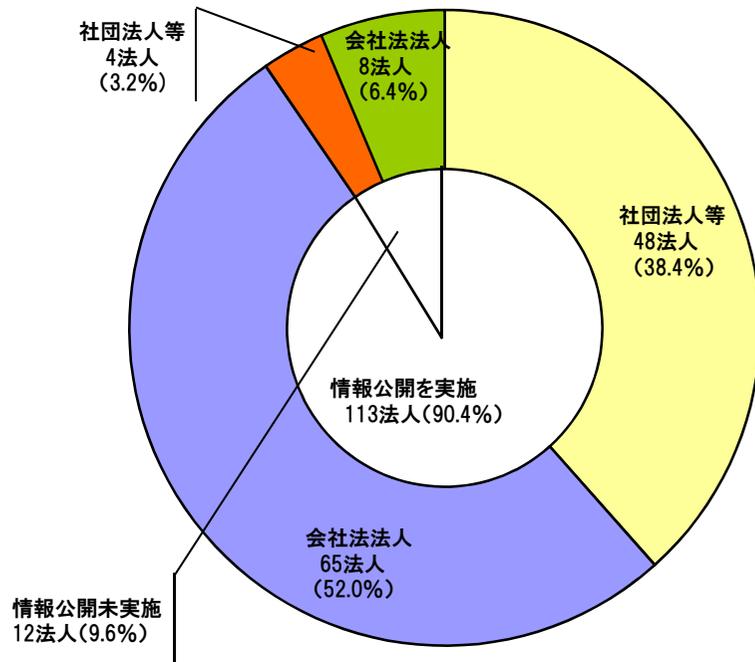
V. 情報公開・経営の点検評価の取組

財務諸表等の情報公開が行われている第三セクターは113法人(全体の90.4%)で、うち市町村が条例・要綱等により情報開示を定めている第三セクターは55法人(全体の44.0%)となっています。

また、市町村が設置した委員会等により定期的に経営の点検評価が行われている第三セクターは48法人で、依然として全体の38.4%にとどまっています。

【本調査でいう「情報公開」とは？】
 本調査における情報公開とは、財務諸表等を広報、議会報告及び事務所等に備え付けるなどして、開示請求によることなく、情報を公開しているものをいいます。

情報公開の状況



情報公開の状況

法人区分	25%以上 出資等法人数	情報公開実施		条例等を設置している	
		法人数	割合	法人数	割合
社団法人等	52	48	38.4 %	26	20.8 %
会社法法人	73	65	52.0 %	29	23.2 %
合計	125	113	90.4 %	55	44.0 %
合計(未実施除く)A	123	112	91.1 %	54	43.9 %
H22 B	121	110	90.9 %	55	45.5 %
増減 A-B	2	2	0.2 pt	△ 1	△ 1.6 pt

経営の点検評価の状況

法人区分	25%以上 出資等法人数	点検評価あり		点検評価なし	
		法人数	割合	法人数	割合
社団法人等	52	24	19.2 %	28	22.4 %
会社法法人	73	24	19.2 %	49	39.2 %
合計	125	48	38.4 %	77	61.6 %
合計(未実施除く)A	123	48	39.0 %	75	61.0 %
H22 B	121	40	33.1 %	81	66.9 %
増減 A-B	2	8	5.9 pt	△ 6	△ 5.9 pt

【点検評価する委員会の例】

- 盛岡市行財政構造改革推進会議(盛岡市)
- 遠野市経営改革推進本部(遠野市)
- 宮古市第三セクター検討委員会(宮古市)
- 評議委員会(釜石市)
- 花巻市第三セクター見直し検討会(花巻市)
- 第三セクター等経営適正化検討委員会(金ケ崎町)
- 北上市政策評価委員会(北上市)